

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第74号）（行財政局財政部財政課）

返還すべき補助金等の未納額の延滞金の割合を改定する等の必要があるため、京都市補助金等の交付等に関する条例を次のとおり改正することとしました。

- 1 返還すべき補助金等の未納額（以下「返還未納額」という。）に係る延滞金の割合を、市税に係る延滞金の割合に合わせる。
- 2 近年の低金利の状況を踏まえ、市税条例において、当分の間、市税に係る延滞金の割合を軽減する措置を講じることにより、当分の間、返還未納額に係る延滞金の割合を軽減する措置を講じる。
- 3 市税に合わせ、返還未納額に係る延滞金の徴収に係る端数計算の方法を定める。
- 3 市税に合わせ、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、返還未納額に係る延滞金を減額し、又は免除することができることとする規定を加える。

この条例は、平成26年1月1日から施行することとしました。

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川大作

京都市条例第74号

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を改正する条例

京都市補助金等の交付等に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第5項中「納入しなかった」の右に「場合において、市長等から督促を受けた」を、「控除した額」の右に「。第7項において同じ。」を加え、「10.95パーセント」を「14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）」に改め、同条に次の4項を加える。

6 第2項の規定は、前項に規定する年当たりの割合について準用する。

7 第5項の延滞金額を計算する場合において、その計算の基礎となる未納額に1,000円未満の端数があるとき、又はその未納額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

8 前3項の規定により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

9 市長等は、災害、不測の事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を減額し、又は免除することができる。

附則第2項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第3項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間 第24条第5項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割

合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市補助金等の交付等に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(行財政局財政部財政課)